



太郎ご利用の皆様へ（相談室よりお知らせ）



残暑お見舞い申し上げます。日頃は太郎の運営にご理解・ご協力を頂きまして、ありがとうございます。

梅雨が明け、蒸し暑い日が長く続いておりましたが、暦の上では、「立秋」を過ぎました。朝夕少しさわやかな秋の風を感じることもあります。ご家族の皆様におかれましては、お忙しいことと存じますが、夏バテなど体調を崩されないようご自愛ください。くれぐれも水分補給を欠かさず。暑い中でのマスクも要注意です。

さて、下記の通りお伝えしたい事項がございますので、ご確認ください。ご不明な点がございましたら、相談室あてにお問い合わせ下さい。

記

①行事について（ご報告と今後について）

7/30（日）土用の丑の日の昼食は、鰻をお出しし召し上がっていただきました。また、8月の行事食として8/9（水）の昼食に、冷しとろろ茶そば、鶏の鋤焼き添え、冬瓜と揚げなす翡翠あんかけなどを召し上がっていただきました。

9/18（月）敬老の日は各フロアで「敬老会」を楽しんでいただき、お祝いできるように企画をしております。利用者の皆様にとって思い出のひとコマを作れるよう、楽しい時間が過ごせるよう、スタッフ一同がんばります。

②感染症の蔓延（まんえん）予防について

老健太郎では、新型コロナウイルス感染症を含め感染症の予防対応を継続しております。症状のある方がいる場合等、医師の指示でフロア間移動制限等を行うことがあります。新規ご入所（デイケア利用者の方の新規の短期入所や長期入所含む）や、病院への入院等の後の再入所の際は、入所・再入所前、事前にPCR検査等を行っていただくことがあります。

また、面会や洗濯物引取り等で太郎入館の際は、引き続きマスクの着用のご配慮をよろしくお願いいたします。事情ご理解の上、ご承知いただきますようお願いいたします。

③「在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅱ）」の算定について（再掲）

太郎では、2023（令和5）年8月より、現在の「在宅強化型」から「超強化型」施設として東京都より認可を受けることになりました。このことにより表記の加算が算定され、一日あたり46単位、費用負担（約50～148円/日）が生じることになりました。月により算定内容の変更のある場合がありますので、その旨を随時お知らせいたします。

つきましては、ご家族様には大変ご迷惑おかけいたしますが、何卒のご理解を賜りますようお願い申し上げます。ご不明な点があれば、相談室・事務室までお声かけください。ご不明な点がございましたら、相談室・事務室までお問い合わせください。

（※裏面へ続きます）

④食中毒・感染症について

夏を迎え気温も高くなり、じめじめした日も多くなっています。食中毒ウイルスも発生しやすくなります。ご家族の皆様には、ご利用者の皆様に、お菓子・果物・おかず等食べ物をお持ちになる際は、ご注意くださいますようお願いいたします。

食べ物（特に生もの）をお持ちになる場合は、必ずスタッフに一声おかけくださいますようお願いいたします。

⑤利用料のお支払いについて（再掲）

太郎利用料のお支払いについて、1階事務室で従前どおり直接お支払いいただくこともできますが、銀行口座【三菱UFJ銀行八王子中央支店／普通 1398721／老健口医療法人社団充会 理事長 吉岡 充】にお振込みいただけます。「利用者ご本人のお名前」でご登録いただけると幸いです。なお、振込手数料についてはご負担くださいますようお願い申し上げます。

重要です！

⑥【お願い】「後期高齢者医療被保険者証」、

「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」、

「介護保険負担割合証」、「介護保険負担限度額認定証」の更新について

4種の書類、①「後期高齢者医療被保険者証」、②「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」、③「介護保険負担割合証」、④「介護保険負担限度額認定証」の更新の時期がすぎました。特に④負担限度額認定証の対象の方は8月中に市役所へ申請が必要です。

8/1（火）からの新しい有効期限の被保険者証等がお手元に届きましたら、8月中に太郎事務室までお持ちください。入所中は、太郎にてお預かりしております。

負担限度額認定証については提示がないと、食費および居住費の減額ができないことがあります。どうぞよろしくようお願いいたします。ご不明な点があれば、太郎事務室・相談室までお問い合わせください。

⑦（長期入所のご家族の皆様へ）

ケアプラン、栄養ケアプラン、リハビリマネジメントプランの確認について

介護老人保健施設は、ご本人様の身体・精神状況をふまえて、およそ3か月毎にサービス内容を見直すことが義務づけられております。各専門職スタッフによるケアカンファレンス（会議）で策定した「サービス計画書（ケアプラン）」や「リハビリ実施計画書」「栄養ケア計画書」の提示を、利用者ご本人やご家族に行います。

また、施設の役割として、3ヶ月を一区切りの入所期間とし在宅生活復帰の支援が原則となっておりますので、今後の療養や介護についての方針を、一緒に考えて参りたいと存じます。

つきましては、現在のご本人様の生活の状況を報告しつつ、今後の介護方針等についてのご家族との面談を行います。3・6・9・12月入所開始の方は、相談室あてに電話でご一報いただき、面談等のご希望の時間を調整したいと存じます。

介護老人保健施設 太郎 相談室

